

# 山口県報

平成 28 年  
10月18日  
(火曜日)

## 目 次

○告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一  
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)……………三  
土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)……………四  
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)……………五  
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)……………六  
○公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)……………七

## 山口県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十月十八日から同年十一月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 チタン工業株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五  
二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 チタン工業株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の二五  
三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (g/時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 隔 時 日 当 た の 使 用 間 隔
二六―ホ	二〇	平成二八、 一―、八	平成二八、 一―、八	平成二八、 一―、八	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	七三	〃	〃	〃	断 続 一 七 時 間
〃	二二	〃	〃	〃	〇 五 時 間

備考 「二六―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。







- (15)、上田布施(16)、上田布施(17)、上田布施(18)、上田布施(19)、上田布施(20)、上田布施(21)、上田布施(22)、上田布施(23)、上田布施(24)、上田布施(25)、上田布施(26)、上田布施(27)、上田布施(28)、上田布施(29)、上田布施(30)、川西(1)、川西(2)、川西(3)、川西(4)、川西(5)、川西(6)、川西(7)、川西(8)、下田布施(1)、下田布施(2)、下田布施(3)、下田布施(4)、宿井(1)、宿井(2)、宿井(3)、宿井(4)、宿井(5)、宿井(6)、宿井(7)、宿井(8)、宿井(9)、宿井(10)、宿井(11)、宿井(12)、波野(1)、波野(2)、波野(3)、波野(4)、波野(5)、波野(6)、波野(7)、波野(8)、波野(9)、別府(1)、別府(2)、別府(3)、別府(4)、別府(5)、別府(6)、別府(7)、別府(8)、別府(9)、別府(10)、別府(11)、別府(12)、別府(13)、別府(14)、別府(15)、別府(16)、別府(17)、別府(18)、別府(19)、別府(20)、別府(21)、別府(22)、別府(23)、別府(24)、別府(25)、別府(26)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

- 馬島(1)、馬島(2)、馬島(3)、大波野(1)、大波野(2)、大波野(3)、大波野(4)、大波野(5)、大波野(6)、大波野(7)、大波野(8)、大波野(9)、大波野(10)、大波野(11)、大波野(12)、大波野(13)、大波野(14)、大波野(15)、大波野(16)、大波野(17)、大波野(18)、大波野(19)、大波野(20)、大波野(21)、大波野(22)、大波野(23)、大波野(24)、大波野(25)、大波野(26)、大波野(27)、大波野(28)、大波野(29)、大波野(30)、大波野(31)、大波野(32)、大波野(33)、大波野(34)、大波野(35)、大波野(36)、大波野(37)、大波野(38)、大波野(39)、大波野(40)、大波野(41)、麻郷(1)、麻郷(2)

- 麻郷(3)、麻郷(4)、麻郷(5)、麻郷(6)、麻郷(7)、麻郷(8)、麻郷(9)、麻郷(10)、麻郷(11)、麻郷(12)、麻郷(13)、麻郷(14)、麻郷(15)、麻郷(16)、麻郷(17)、麻郷(18)、麻郷(19)、麻郷(20)、麻郷(21)、麻郷(22)、麻郷(23)、麻郷(24)、麻郷(25)、麻郷(26)、麻郷(27)、麻郷(28)、麻郷(29)、麻郷(30)、麻郷(31)、麻郷(32)、麻郷(33)、麻郷(34)、麻郷(35)、麻郷(36)、麻郷(37)、麻郷(38)、麻郷(39)、麻郷(40)、麻郷(41)、麻郷(42)、麻郷(43)、麻郷(44)、麻郷(45)、麻郷(46)、麻郷(47)、麻郷(48)、麻郷(49)、麻郷(50)、麻郷(51)、麻郷(52)、麻郷(53)、麻郷(54)、麻郷(55)、麻郷(56)、麻郷(57)、麻郷(58)、麻郷(59)、麻郷奥(1)、麻郷奥(2)、麻郷奥(3)、麻郷奥(4)、麻郷奥(5)、麻郷奥(6)、麻郷奥(7)、麻郷奥(8)、麻郷奥(9)、麻郷団地(1)、麻郷団地(2)、上田布施(1)、上田布施(2)、上田布施(3)、上田布施(4)、上田布施(5)、上田布施(6)、上田布施(7)、上田布施(8)、上田布施(9)、上田布施(10)、上田布施(11)、上田布施(12)、上田布施(13)、上田布施(14)、上田布施(15)、上田布施(16)、上田布施(17)、上田布施(18)、上田布施(19)、上田布施(20)、上田布施(21)、上田布施(22)、上田布施(23)、上田布施(24)、上田布施(25)、上田布施(26)、上田布施(27)、上田布施(28)、上田布施(29)、上田布施(30)、上田布施(31)、上田布施(32)、上田布施(33)、上田布施(34)、上田布施(35)、上田布施(36)、上田布施(37)、上田布施(38)、上田布施(39)、上田布施(40)、上田布施(41)、上田布施(42)、上田布施(43)、上田布施(44)、上田布施(45)、上田布施(46)、上田布施(47)、上田布施(48)、上田布施(49)、上田布施(50)、上田布施(51)、上田布施(52)、上田布施(53)、川西(1)、川西(2)、川西(3)、川西(4)、川西(5)、川西(6)、川西(7)、川西(8)、川西(9)、川西(10)、川西(11)、川西(12)、川西(13)、川西(14)、川西(15)、川西(16)、川西(17)、川西(18)、川西(19)、下田布施(1)、下田布施(2)、下田布施(3)、下田布施(4)、下田布施(5)、下田布施(6)、下田布施(7)、下田布施(8)、下田布施(9)、下田布施(10)、下田布施(11)、下田布施(12)、下田布施(13)、下田布施(14)、下田布施(15)、下田布施(16)、下田布施(17)、下田布施(18)、下田布施(19)、下田布施(20)、下田布施(21)、下田布施(22)、下田布施(23)、下田布施(24)、下田布施(25)、下田布施(26)、下田布施(27)、下田布施(28)、下田布施(29)、下田布施(30)、下田布施(31)、下田布施(32)、下田布施(33)、宿井(1)、宿井(2)、宿井(3)、宿井(4)、宿井(5)、宿井(7)、宿井(8)、宿井(9)、宿井(10)、宿井(11)、宿井(12)、宿井(13)、宿井(15)、宿井(16)、宿井(17)、宿井(18)、宿井(19)、宿井(20)、宿井(21)、宿井(22)、宿井(23)、宿井(24)、宿井(25)、宿井(26)、宿井(27)、波野(1)、波野(2)、波野(3)、波野(4)、波野(5)、波野(6)、波野(7)、波野(8)、波野(9)、波野(10)、波野(11)、波野(12)、波野(13)、波野(14)、波野(15)、波野(16)、波野(17)、波野(18)、波野(19)、波野(20)、波野(21)、波野(22)、波野(23)

- (23) 波野(一)(24)、波野(一)(25)、波野(一)(26)、波野(一)(27)、波野(一)(28)、波野(一)(29)、波野(一)(30)、波野(一)(31)、波野(一)(32)、波野(一)(33)、波野(一)(34)、波野(一)(35)、波野(一)(36)、波野(一)(37)、波野(一)(38)、別府(一)(1)、別府(一)(2)、別府(一)(3)、別府(一)(4)、別府(一)(5)、別府(一)(6)、別府(一)(7)、別府(一)(8)、別府(一)(9)、別府(一)(10)、別府(一)(11)、別府(一)(12)、別府(一)(13)、別府(一)(14)、別府(一)(15)、別府(一)(16)、別府(一)(17)、別府(一)(18)、別府(一)(19)、別府(一)(20)、別府(一)(21)、別府(一)(22)、別府(一)(23)、別府(一)(24)、別府(一)(25)、別府(一)(26)、別府(一)(27)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 馬島(一)(1)、馬島(一)(2)、馬島(一)(3)、大波野(一)(1)、大波野(一)(2)、大波野(一)(3)、大波野(一)(4)、大波野(一)(5)、大波野(一)(6)、大波野(一)(7)、大波野(一)(8)、大波野(一)(9)、大波野(一)(10)、大波野(一)(11)、大波野(一)(12)、大波野(一)(13)、大波野(一)(14)、大波野(一)(15)、大波野(一)(16)、大波野(一)(17)、麻郷(一)(1)、麻郷(一)(2)、麻郷(一)(3)、麻郷(一)(4)、麻郷(一)(5)、麻郷(一)(6)、麻郷(一)(7)、麻郷(一)(8)、麻郷(一)(9)、上田布施(一)(1)、上田布施(一)(2)、上田布施(一)(3)、上田布施(一)(4)、上田布施(一)(5)、上田布施(一)(6)、上田布施(一)(7)、上田布施(一)(8)、上田布施(一)(9)、上田布施(一)(10)、上田布施(一)(11)、上田布施(一)(12)、上田布施(一)(13)、上田布施(一)(14)、上田布施(一)(15)、上田布施(一)(16)、上田布施(一)(17)、上田布施(一)(18)、上田布施(一)(19)、上田布施(一)(20)、上田布施(一)(21)、上田布施(一)(22)、上田布施(一)(23)、上田布施(一)(24)、上田布施(一)(25)、上田布施(一)(26)、上田布施(一)(27)、上田布施(一)(28)、上田布施(一)(29)、上田布施(一)(30)、川西(一)(1)、川西(一)(2)、川西(一)(3)、川西(一)(4)、川西(一)(5)、川西(一)(6)、川西(一)(7)、川西(一)(8)、下田布施(一)(1)、下田布施(一)(2)、下田布施(一)(3)、下田布施(一)(4)、宿井(一)(1)、宿井(一)(2)、宿井(一)(3)、宿井(一)(4)、宿井(一)(5)、宿井(一)(6)、宿井(一)(7)、宿井(一)(8)、宿井(一)(9)、宿井(一)(10)、宿井(一)(11)、宿井(一)(12)、波野(一)(1)、波野(一)(2)、波野(一)(3)、波野(一)(4)、波野(一)(5)、波野(一)(6)、波野(一)(7)、波野(一)(8)、波野(一)(9)、別府(一)(1)、別府(一)(2)、別府(一)(3)、別府(一)(4)、別府(一)(5)、別府(一)(6)、別府(一)(7)、別府(一)(8)、別府(一)(9)、別府(一)(10)、別府(一)(11)、別府(一)(12)、別府(一)(13)、別府(一)(14)、別府(一)(15)、別府(一)(16)、別府(一)(17)、別府(一)(18)、別府(一)(19)、別府(一)(20)、別府(一)(21)、別府(一)(22)、別府(一)(23)、別府(一)(24)、別府(一)(25)、別府(一)(26)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

- 馬島(一)(1)、馬島(一)(2)、馬島(一)(3)、大波野(一)(1)、大波野(一)(2)、大波野(一)(3)、大波野(一)(4)、大波野(一)(5)、大波野(一)(6)、大波野(一)(7)、大波野(一)(8)、大波野(一)(9)、大波野(一)(10)、大波野(一)(11)、大波野(一)(12)、大波野(一)(13)、大波野(一)(14)、大波野(一)(15)、大波野(一)(16)、大波野(一)(17)、大波野(一)(18)、大波野(一)(20)、大波野(一)(21)、大波野(一)(22)、大波野(一)(23)、大波野(一)(24)、大波野(一)(25)、大波野(一)(26)、大波野(一)(27)、大波野(一)(28)、大波野(一)(29)、大波野(一)(30)、大波野(一)(31)、大波野(一)(32)、大波野(一)(33)、大波野(一)(34)、大波野(一)(35)、大波野(一)(36)、大波野(一)(37)、大波野(一)(38)、大波野(一)(39)、大波野(一)(40)、大波野(一)(41)、麻郷(一)(1)、麻郷(一)(2)、麻郷(一)(3)、麻郷(一)(4)、麻郷(一)(5)、麻郷(一)(6)、麻郷(一)(7)、麻郷(一)(8)、麻郷(一)(9)、麻郷(一)(10)、麻郷(一)(11)、麻郷(一)(12)、麻郷(一)(13)、麻郷(一)(14)、麻郷(一)(15)、麻郷(一)(16)、麻郷(一)(17)、麻郷(一)(18)、麻郷(一)(19)、麻郷(一)(20)、麻郷(一)(21)、麻郷(一)(22)、麻郷(一)(23)、麻郷(一)(24)、麻郷(一)(25)、麻郷(一)(26)、麻郷(一)(27)、麻郷(一)(28)、麻郷(一)(29)、麻郷(一)(30)、麻郷(一)(31)、麻郷(一)(32)、麻郷(一)(33)、麻郷(一)(34)、麻郷(一)(35)、麻郷(一)(36)、麻郷(一)(37)、麻郷(一)(38)、麻郷(一)(39)、麻郷(一)(40)、麻郷(一)(41)、麻郷(一)(42)、麻郷(一)(43)、麻郷(一)(44)、麻郷(一)(45)、麻郷(一)(46)、麻郷(一)(47)、麻郷(一)(48)、麻郷(一)(49)、麻郷(一)(50)、麻郷(一)(51)、麻郷(一)(52)、麻郷(一)(53)、麻郷(一)(54)、麻郷(一)(55)、麻郷(一)(56)、麻郷(一)(57)、麻郷(一)(58)、麻郷(一)(59)、麻郷奥(一)(1)、麻郷奥(一)(2)、麻郷奥(一)(3)、麻郷奥(一)(4)、麻郷奥(一)(5)、麻郷奥(一)(6)、麻郷奥(一)(7)、麻郷奥(一)(8)、麻郷奥(一)(9)、麻郷奥(一)(10)、上田布施(一)(1)、上田布施(一)(2)、上田布施(一)(3)、上田布施(一)(4)、上田布施(一)(5)、上田布施(一)(6)、上田布施(一)(7)、上田布施(一)(8)、上田布施(一)(9)、上田布施(一)(10)、上田布施(一)(11)、上田布施(一)(12)、上田布施(一)(13)、上田布施(一)(14)、上田布施(一)(15)、上



市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月三日山口県公告(二三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。